

ひたちなか市教育委員会会議録

平成25年 第7回 ひたちなか市教育委員会6月定例会 会議録					
平成25年6月4日		開会 午後2時00分		閉会 午後3時00分	
○場 所	那珂湊支所				
○出席委員	委員長 小田島 俊夫	委員長職務代理者 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 沓澤 久美子	教育長 木下 正善
○欠席委員					
○会議に出席した構成員	補 職 名		氏 名	出・欠	
	教育次長		大内 康弘	出席	
	総務課長		岩崎 龍士	出席	
	参事（教育担当）		廣瀬 佳久	欠席	
	参事兼指導室長		森井 榮治	出席	
	施設整備課長		加藤 清二	出席	
	学務課長		石崎 聡一郎	出席	
	生涯学習課長		阿部 美代子	出席	
	スポーツ振興課長		大和田 征宏	出席	
	中央公民館長		根本 英一	出席	
	中央図書館長		大和田 雅一	出席	
	○事務局員	総務課係長		佐藤 浩之	出席
総務課主幹		黒澤 一彦	出席		
総務課主事		小野寺 優	欠席		
○議 事					
1 議 案	議案第7号	ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について			
	議案第8号	ひたちなか市公民館運営審議会委員の委嘱について			
	議案第9号	ひたちなか市スポーツ振興審議会委員の委嘱について			
	報告第3号	ひたちなか市児童生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則制定について			
	報告第4号	ひたちなか市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について			
その他	①	教育委員会の活性化に向けた取り組みについて			
	②	教育施設における夏季の電気使用料の節約について			

平成25年第7回ひたちなか市
教育委員会6月定例会会議録

開会 14:00

委員長 (あいさつ、開会の宣言)

**議案第7号 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定に
ついて**

学務課長 国の平成25年度予算が成立し、平成25年度幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度が改定されました。そのため市町村税の所得割が非課税とならない世帯であっても、同一世帯から3人以上の園児が就園している場合は、第3子以降の園児の授業料について新たに国庫補助の対象となることから、ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例第5条第2項の規定により規則で定めるとされている、市立幼稚園授業料の免税の減免の要件を改めるとともに、申請内容について適正な審査が行われるよう申請様式を見直し、所用の改正を行おうとするものです。

これまでひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則第6条に、第3子以降の園児が就園する場合の記載がありませんでしたが、今回の改訂で当該世帯から同時に3人以上の園児が就園した場合の減免を記載しました。

また、これまで別表第1で市民税の所得割が課税となる世帯については減免の規定がありませんでしたが、同一世帯から3人以上就園している場合のみ減免の対象にするという内容です。

申請様式ですが、これまで世帯の状況等を把握する必要が有りませんでした。が、何人の園児が就園しているか家族構成を把握する必要ができたので、世帯の状況を記載する欄を設けました。

【質疑、意見等】

委員長 減免限度額が69,600円になっている理由は何ですか。

学務課長 幼稚園保育料が月額5,800円と定められていまして、これの12ヶ月分が69,600円になりますので、限度額が69,600円になります。

(全委員から異議なしとの声あり)

* 議案第7号 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で承認されました。

議案第 8 号 ひたちなか市公民館運営審議会委員の委嘱について

中央公民館長

社会教育法第 30 条第 1 項の規定に基づき、ひたちなか市公民館運営審議会委員を委嘱するものです。昨年の 7 月 1 日から平成 26 年の 6 月 30 日までの 2 年間で委嘱しましたが、市の校長会から上林校長の後任として石川校長を推薦いただいたため変更することになります。またひたちなか市 P T A 連絡協議会でも 4 月で役員の異動があったため変更になります。任期はどちらも前任者の在任期間である 26 年 6 月 30 日までになります。

【質疑、意見等】

委員 長

公民館等については地域に移管することで勧めていますが、公民館運営審議会については移管後もそのまま残るのですか。

中央公民館長

公民館運営審議会はその後も残ります。この他に公民館活動推進委員会というものがあり、その委員の方は各公民館が個別に定めていますが、今後公民館が地域運営となると、名称等を変更しなくてはならないと考えています。

委員 長

公民館を地域運営としていきますが、いくつか教育委員会が関わる部分もありますか。

中央公民館長

主催事業については、公民館が地域運営となっても実施していきますので、中央公民館から指導員を派遣します。また講座の内容について審議や意見を頂くことになります。

(全委員から異議なしとの声あり)

- * 議案第 8 号 ひたちなか市公民館運営審議会委員の委嘱については、全員一致で承認されました。

議案第 9 号 ひたちなか市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

スポーツ振興課長

ひたちなか市スポーツ推進審議会条例第 3 条の規定に基づき、ひたちなか市スポーツ推進審議会委員を委嘱します。以前はスポーツ振興審議会委員として委嘱していましたが、任期が平成 21 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までであり、平成 23 年度と平成 24 年度が休止していました。しかしスポーツ基本法の規則により委嘱しなければなくなり、平成 25 年度から再開し、新たに委嘱するものです。委員は全員で 10 名になり、株式会社日立製作所都市開発システム社の女子陸上競技部事務局長である横山さんと、鬼沢校長が新任になりますが、他 8 名の方はスポーツ振興審議会委員の方のままとなります。

【質疑、意見等】

委員 長

平成 23 年度と平成 24 年度が休止ということでしたが、支障はなかったの

ですか。

スポーツ振興課長 支障はありました。スポーツ基本計画を作成中でしたが、震災によりパソコンが壊れてしまい、データが残っていなかったため計画が作成できなかったという残念なことがありました。よって今回新たにデータを作成し直して今年度から再開することになりました。

委員長 具体的な事務は、計画の検討等になりますか。

スポーツ振興課長 スポーツ地方推進計画を市町村で定めることになっていて、その作成が主な事務になります。

(全委員から異議なしとの声あり)

- * 議案第9号 ひたちなか市スポーツ振興審議会委員の委嘱については、全員一致で承認されました。

報告第3号 ひたちなか市児童生徒等の就学に関する規則の一部を改正する規則制定について

学務課長 ひたちなか市児童生徒等の就学に関する規則の一部を改正する規則制定について、ひたちなか市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき専決処分を行ったので、同第2条の規定により報告し教育委員会の承認を求めるものです。改正理由は、西古内土地区画整理事業の換地処分に伴い、5月25日に町名、地番、郵便番号等の住所が変更されることにより、ひたちなか市児童生徒等の就学に関する規則別表第1及び別表第2の改正を行うものです。

別表第1には、佐野小学校就学区域に駅前、上高場、下高場（常磐線西側）と記載されていましたが、常磐線西側で東中根高場線北側と標記しました。東中根高場線というのは、高場陸橋から佐和の日立製作所の北側を通り、6号の高架を通り過ぎた区域になります。田彦小学校就学区域は、東石川地区は常磐線西側、東石川小学校通学区域を除くという記載でしたが、常磐線で東石川小学校と田彦小学校の通学区域が区切られているので、常磐線西側という記載にしました。続いて田彦地区は、常磐線西側の東中根高場線南側という記載になります。その他西大島と堂端はアラビア数字で標記されていますが、漢数字を用いて表記しました。また今回の換地処分による住居表示によってできた西光地を追加しました。別表第2も別表1と同様に、佐野中学校と田彦中学校の就学区域の記載を、高場地区を常磐線西側で東中根高場線北側と南側で分け、西光地を追記しました。

【質疑、意見等】

委員長 地名は変わるけれども、学区は現在と変わらないということですか。

学務課長 はい。学区は変わりません。また、今まで分りにくい標記のものを分りやすい標記に変えました。

- * 報告第3号 ひたちなか市児童生徒等の就学に関する規則の一部を改正する規則制定について報告がありました。

報告第4号 ひたちなか市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

学務課長 ひたちなか市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、ひたちなか市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めます。給食センター運営委員会委員として10名の方を委嘱しています。基本的に委員の任期は2年と定めており、平成24年6月1日から平成26年5月31日までが任期になりますが、校長会とPTA連絡協議会の方から委員の変更があり、10人中8人が新任となりました。

委員の委嘱に関して専決処分にした理由は、市PTA連絡協議会から5月20日に推薦状を頂きましたが、6月1日開催の第1回理事会に間に合わないため専決処分とさせて頂きました。

【質疑、意見等】

委員長 年間何回かの会議が必要になるということですね。

学務課長 はい。また来週に第1回の会議が予定されています。

- * 報告第4号 ひたちなか市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について報告がありました。

その他(1) 教育委員会の活性化に向けた取り組みについて

総務課長 5月定例会で教育委員会の活性化に向けた取り組みについて委員や各課長から意見を頂き、11項目にまとめました。この意見について、今年度の取り組みとしてどういったものを実施できるかを考慮し、今年度中に実施可能と思われるものを選出しました。ご提案しますので、ご審議頂ければと思います。

(8項目を説明する)

1 教育研究所の視察

スクールカウンセラーや臨床心理士との懇談を上期に実施することで調整する。

2 市長との懇談を調整する。

3 教育委員協議会

昨年度はいじめの状況把握をしたが、今年度はいじめや体罰にテーマを設定し、10月以降に実施することで調整する。

4 公立学童クラブの視察

10月定例会に併せた形で実施し、指導員からも話を聞くことができるように調整する。

5 中学校での授業参観

生徒と給食を食べることも併せて、下期に実施を予定している。

6 スポーツ施設の視察

スポーツ振興課や生活・文化・スポーツ公社と調整していく。

7 教育懇談会

定例会と併せて学校の概要について校長先生との懇談を行っているが、現場の教職員との懇談も実施することで調整する。

8 市のホームページの充実

今後どのような形で情報を発信していくかを考えていく。PRするための技術的課題について、情報政策課からの協力を得ながら実施していく。

【質疑、意見等】

石田委員 施設見学や中学校での授業参観は、定例会と組み合わせで行うことになりませんか。

総務課長 はい。毎年施設見学をして頂いていますが、今年度はその他に文化財の施設等も見ただけであればと考えています。定例会と組み合わせる形で行っていきたいと思います。

西野委員 教育長が海外に行きその国の教育の考え方を知ること、当市の教育に生かせる部分があると思いますので、1ヶ月ほど研修に行くことができればと思います。

総務課長 色々と見聞を広めるという意味で必要だと思いますが、予算が必要になってきますので、予算要求ができるかどうか今後考えて行きたいと思います。職員の海外研修というのは実施していますが、教育長や教育参事が海外に行くのはこれまでなかったものですから、今後考えて行きたいと思います。

沓澤委員 昨年度教育委員協議会をいじめ、体罰をテーマに開催し、またそれについて子供たちがサミットを開きましたが、今年度もそのように開催するのですか。

総務課長 今年度も実際の現場の状況などを知ってもらう意味で、学校に出向いて色々と事例を聞き取ってもらう形になると思います。

委員長 多くの意見が出たわけですが、可能なものから先ず手をつけていくということですね。その他県の教育委員との懇談も、機会があればいずれ行えればと思

います。

- * その他（１） 教育委員会の活性化に向けた取り組みについて報告がありました。

その他（２） 教育施設における夏季の電気使用量の節約について

総務課長

今年度も政府の電力需給に関する検討会や省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、今夏の省エネルギー対策が決定され文部科学省から通知がありました。通知の主な内容ですが、基本的には数値目標は震災後設定されましたが、今年度については数値目標を伴わない節電に取り組むことになります。期間については25年7月1日から9月30日になります。取り組みに当たっては、被災地や高齢者、乳幼児等が熱中症などの被害にあわないよう配慮することになっています。教育委員会の取り組みについては、冷房の室温は28℃を徹底する。ブラインドで日射を遮り換気量を適切に調整するなど、エネルギー消費についてきめ細かな管理を行う。照明については、業務上特に必要な照度を確保しつつ大幅に削減し、使用していない箇所の消灯を徹底する。パソコンについては、こまめにシャットダウンするほか、節電ソフト等によりディスプレイの輝度を落とし、またスリープモード等を活用することで節電に取り組んでいきます。

【質疑、意見等】

委員長

今年の夏もかなり暑くなる予報が出ていますので、教育委員会だけでなく市全体として取り組むことが必要だと思います。

- * その他（２） 教育施設における夏季の電気使用量の節約について

その他 那珂湊第一小学校で発生した感染症胃腸炎について

学務課長

5月31日に新聞報道をされた、那珂湊第一小学校で感染症胃腸炎が発生したことについて説明します。まず5月22日に那珂湊第一小学校から連絡があり、12名の欠席者のうち8名が吐き気や嘔吐の症状があるという報告でした。確認したところ5月20日と21日は欠席者ゼロでしたが、急に8人がそうした症状を訴えたことから、その時点で消毒剤を散布して、児童への感染を防いでいました。各学校には保健所等に毎日報告する欠席者情報収集システムがあり、他にも市の担当者や県の教育委員会の保健担当等に情報がいきます。23日に保健所職員が2名来て、1年2組が5名と多かったため、ここが発生源ではないかということでこのクラスの消毒をするという指導を受けました。学校への対応について保健所職員に問い合わせたところ、とくに学級閉鎖は必要な

いとのことでした。急に発生したので学校給食等も原因として疑われましたが、給食センターで作った食べ物を那珂湊第一小学校や他の学校にも配っているので、もしも給食センターが原因ならば、児童だけでなく職員等でも発症し、もっと大量に被害がでたであろうということです。よって発生源は不明と保健所の方も話していました。その後の欠席者の数については24日には2名まで減ったため一旦終息したかに見えましたが、25日に運動会を実施したところ5名の欠席者が出て、朝に嘔吐した児童がいたという事で、午前から午後までという日程で行う予定だった運動会を、できるだけ午前中に行い、お昼を食べて解散ということにしました。翌週は28日から学校が始まったわけですが、休み明けの欠席者数が10名、早退者1名、これについては家庭での兄弟間での感染が理由ではないかと報告がありました。同一症状による発症者が30名を超えたため、保健所で広報資料を作成することになり、30日のお昼過ぎまでに保健所と那珂湊第一小学校で資料を取りまとめ、5月30日の16時に広報紙が発表、31日に新聞報道となりました。現在の状況ですが6月3日時点で8名の欠席者、4日で6名の欠席者となっています。対応としては、学校で固形石鹼を使っているの、感染者が使用した石鹼を使用しないように石鹼をシャボネットに変えました。那珂湊第一小学校については以上になります。

【質疑、意見等】

委員長

感染源は不明ということなのですか。

学務課長

何が原因かは分っていないという事です。

委員長

何の病原菌かも分っていないという事ですか。

学務課長

欠席者のうち、4名の検体を提出したところ、4名ともノロウイルスということでした。

石田委員

学校で嘔吐等があるとすごく大変なことになると思いますが、そういったこともあったのですか。

学務課長

学校で嘔吐した児童もいました。処理の仕方については固める薬剤があるので、それで固めて処理をしました。

委員長

その他の学校で感染が疑われている学校はありますか。

学務課長

那珂湊第一幼稚園に兄弟がいることもあり、第一幼稚園で数名欠席者がみられますが、外の学校等ではありません。

指導室長

処理についてですが、保健室等に手袋や消毒液を一つにまとめておいて、直ぐに使えるように準備してあります。また各学年も固定の場所に置いておいて直ぐに対処できるように学校で処置がされています。

* その他 那珂湊第一小学校で発生した感染症胃腸炎についてについて報告がありました。

委員長 (閉会の宣告)

閉会 15:00